

白子町監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により，白子町職員措置請求について，監査した結果を次のとおり公表します。

令和8年2月13日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 大多和秀一

記

第1 請求人
（白子町在住者）

第2 請求の内容

請求人から令和7年12月15日に提出された住民監査請求書及びその事実を証する書面の内容をまとめると以下のとおりである。

（令和7年12月15日住民監査請求書）

第1 請求の対象

本請求は，白子町が実施している委託型地域おこし協力隊事業に関し，前町長及び現町長の下で締結・継続されている委託契約の締結行為，並びにこれに基づく委託料その他一切の公金支出行為を対象とする。

第2 請求の要旨

上記契約及び支出行為は，契約内容が不明確かつ履行確認不能な状態で行われており，さらに営利目的の私的事業活動を事実上容認し，公金をもって支援している構造となっていることから，地方自治法第2条第14項に反する不当な公金支出，又は違法となる可能性が極めて高い事務執行に該当する。

よって監査委員においては，令和7年4月1日契約①当該契約及び支出の違法性・不当性を明確に認定し，②直ちに是正措置及び支出停止を勧告し，③不当支出が認められる場合には，前町長又は現町長その他当時の支出決定権者に対し，白子町が損害賠償請求（返金請求）を行うよう求める。

第3 請求の理由

1 契約仕様書が10名全員同一である点

地域おこし協力隊10名について締結された委託契約書（仕様書）は，受託者名等を除き内容が完全に同一であり，各隊員の活動内容・目的・成果が著しく異なるにもかかわらず，業務内容が個別具体的に特定されていない。

2 活動計画書が計画として成立していない点

1年間の活動計画書には，地域課題，事業必要性，成果指標（KPI），効果

検証方法が一切示されておらず、委託契約に基づく公金支出の合理的根拠を欠いている。

3 月例報告の判断基準が不存在である点

月例報告について、自治体側の判断基準、是正措置、支出判断への反映方法が定められておらず、履行確認を欠いた形式的支出が行われている疑いがある。

4 営利目的の私的事業活動を事実上容認している点

宿泊事業等の営利活動が、地域おこし協力隊活動と区別されないまま実施され、その準備・調査行為が委託業務として扱われ、公金支出と不可分な形で支援されている。

5 組織的管理不全及び町長の責任

以上の問題は個別職員の過失ではなく、白子町としての契約管理・履行確認体制の欠如によるものであり、前町長の契約締結責任及び、問題顕在化後も是正を行わなかった現町長の不作為責任が認められる。

第4 監査により求める措置

- 1 本件契約及び公金支出の違法性・不当性を明確に認定すること。
- 2 直ちに契約の是正、又は支出停止を勧告すること。
- 3 不当支出が認められた場合、町が前町長、現町長又は当時の支出決定権者に対し、損害賠償請求（返還請求）を行うよう勧告すること。
- 4 再発防止のため、契約仕様、計画、報告、評価体制を抜本的に見直すこと。「地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書添えて必要な措置を請求する」

(追補意見書（地域おこし協力隊に係る住民監査請求・議会質問書の補足）)

1 追補の趣旨

本追補意見書は、既に提出又は提出予定の「住民監査請求書」及び「議会質問書」に関し、地域おこし協力隊員・(A)氏とのこれまでの一連のやり取りを踏まえ、契約管理及び履行確認の実態をより具体的に明らかにするため、補足的に意見を述べるものである。

2 (A)氏とのやり取りを通じて明らかになった点

(1) 活動内容・位置付けに関する説明の不明確さ

請求人は、(A)氏の活動内容について、地域おこし協力隊としての業務と、個人又は関係法人による事業活動との区別が不明確である点につき、複数回にわたり確認を行ってきた。

しかしながら、活動の公益性、委託業務としての位置付け、及び私的活動との線引きについて、明確かつ一貫した説明は得られていない。

(2) 契約内容と実際の活動との乖離

委託契約書（仕様書）及び活動計画書に記載された内容と、実際に行われているとされる活動内容との間に、具体性及び対応関係を見出すことが困難である。

このことは、契約に基づく業務履行の確認が、実質的に行われていない可能性を示唆する。

(3) 月例報告及び履行確認に対する疑義

A氏を含む隊員とのやり取りを通じ、月例報告がどのような基準で作成され、町がどのように確認・判断しているのかが不明確であることが明らかとなった。

特に、報告書の体裁が全員同一である点は、個別具体的な活動報告としての真正性及び検査資料としての有効性に疑義を生じさせる。

3 本件全体への影響

以上の点を総合すると、本件は単なる書類不備や説明不足の問題にとどまらず、委託契約の内容、履行確認、評価、及び公金支出の妥当性が一体として検証されていない、構造的な問題であると考えられる。

A氏との一連のやり取りは、この構造的問題を具体的事実により裏付けるものであり、既存の住民監査請求及び議会質問における主張を補強するものである。

(添付されている事実証明書) <添付省略>

(令和7年12月15日住民監査請求書)

- 1 行政文書部分開示決定通知書(令和7年11月19日)
- 2 行政文書不開示決定通知書(令和7年11月19日)
- 3 審査請求書(令和7年11月26日)
- 4 質問状①
- 5 回答書(質問状①に対して)
- 6 反論書(再質問書)①
- 7 質問状②
- 8 回答書(質問状②に対して)
- 9 反論書(再質問書)②
- 10 質問書(地域おこし協力隊の採用基準及び地域課題設定に関する件)
- 11 質問書(地域おこし協力隊月例報告の確認・判断体制に関する件)
- 12 質問書(地域おこし協力隊委託契約書(仕様書)が全員同一である点に関する件)
- 13 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書(受託者:(B))
- 14 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書(受託者:(C))
- 15 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書(受託者:(D))
- 16 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書(受託者:(E))
- 17 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書(受託者:(F))
- 18 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書(受託者:(G))
- 19 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書(受託者:(H))
- 20 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書(受託者:(I))
- 21 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書(受託者:(J))
- 22 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書(受託者:(K))

(令和8年2月6日追加資料提出)

- 1 各質問等への回答等

第3 請求の受理

令和7年12月15日に受付した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員事務局の補正指導の補助執行後、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、令和8年1月29日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約に関する「契約の締結又は履行」及び「公金の支出」について、法令等に基づき監査を行う。

2 監査対象部署

町企画財政課

3 監査の期間

令和7年12月15日から令和8年2月13日まで

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和7年12月15日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和8年2月5日に実施した。また、請求人からの追加の証拠の提出については、令和8年2月6日に追加提出された。

5 監査対象部署の説明及び弁明

地域おこし協力隊事業を所管する企画財政課からの説明及び弁明は要約すると次のとおりであった。

1 契約仕様書が10名全員同一である点

当該契約仕様書は、個別の活動内容を詳細に定めるものではなく、地域おこし協力隊制度の趣旨に基づき、すべての隊員に共通して求められる「業務のミッション」及び「受託者としての共通業務」を規定している。

2 活動計画書が計画として成立していない点

地域おこし協力隊の活動は、「地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有するもの」である必要があり、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものとされている。また、地域のビジョンを描き、隊員が地域に立脚しながら活動に取り組むという性質上、活動内容や方向性は、当初の計画に過度にこだわらず、実際の活動内容や将来的な活動の方向性に即して柔軟に設定を変えていくことが制度上推奨されている。

3 月例報告の判断基準が不存在である点

白子町委託型地域おこし協力隊設置要綱（令和5年白子町告示第159号）（以下「町要綱」という。）第11条で「隊員は、業務活動に従事したときは、委託型地域おこし協力隊活動日報を作成し、翌月の5日までに委託型地域おこし協力隊活動月報を添えて、町長に提出しなければならない」と規

定している。これを受け、同第12条で「町長は、前条第1項に規定する日報及び月報の内容を審査し、適正と認められるときは、」と内容の審査を規定している。

委託業務との整合性については、提出された活動内容が、業務仕様書に規定された個別事項及び共通事項を誠実に履行しようとするものであるかを確認する。

適正性については、地域おこし協力隊の趣旨に適合しているか「法令、条例、規則等に違反」していないかなどの観点から「適正と認められるか」を判断基準としている。

4 営利目的の私的事業活動を事実上容認している点

地域おこし協力隊推進要綱（平成21年（総行応第38号）制定）の第3「対象」で（2）「地域協力活動」の説明として「この要綱における「地域協力活動」とは、地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有するものをいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものである。」と規定している。宿泊事業等の営利活動に限らず、個々の活動状況により判断している。

5 組織的管理不全及び町長の責任

町要綱第7条で「町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該隊員を解雇することができる。（1）法令、条例、規則等に違反したとき。（2）隊員として、ふさわしくない非行があったとき。（3）業務活動を怠ったとき。（4）業務活動の内容が不適切であると認められるとき。（5）心身の故障のため、業務活動の遂行が困難になったとき。（6）本町から転出したとき。（7）その他、町長が不適切と認めたとき。」と規定している。

また、白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書第8条には「委託者は、次に定める各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、1か月の期間を定めて通知したうえで本契約を解除できるものとする。」と規定している。

町は、隊員との連絡会議や定期的な活動状況の把握と通じて、隊員の活動が地域力の維持・強化につながっているかを確認している。不適合や不十分な点が見られた場合は、この過程で是正指導や改善に向けた調整を行っている。

第5 監査の結果

1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係職員の調査並びに提出された書類、また、これらに係る法令等から、次の事実を確認した。

（1）地域おこし協力隊

総務省の公式サイトによれば、「地域おこし協力隊は、都市地域から過

疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し，地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や，農林水産業への従事，住民支援などの「地域協力活動」を行いながら，その地域への定住・定着を図る取組で，隊員は各自治体の委嘱を受け，任期はおおむね1年から3年」としている。

また，「①自分の経験・能力を活かした地域活性化の仕事に就きながら，理想とする暮らしや生きがいを見つけることができます。②じっくりと時間をかけて仕事や住居等の，定住に向けた準備ができます。（任期後の定住率 約70%）③国・自治体等によるサポートが充実しています。④令和6年度は，10代から60代以上までの幅広い年齢層の総勢7,910名が，移住・定住，観光，商品開発の販売，地域コミュニティ活動，漁業・水産業，農業・林業，環境保全，医療・保健，デジタル，教育・文化，スポーツ等の幅広い分野で活躍しています。」と紹介している。

地域おこし協力隊員事業は，地域おこし協力隊推進要綱（平成21年（総行応第38号）制定）により規定されている。

(2) 白子町での地域おこし協力隊事業に関する規定等

- ・白子町地域おこし協力隊設置要綱（令和3年告示第8号）
- ・白子町委託型地域おこし協力隊設置要綱（令和5年告示第159号）
- ・白子町地域おこし協力隊員用住宅管理規則（令和5年規則第37号）
- ・白子町地域おこし協力隊起業支援事業補助金交付要綱（令和6年告示第111号）

(3) 白子町委託型地域おこし協力隊業務委託契約書及び白子町委託型地域おこし協力隊業務委託仕様書

- ア 令和7年4月1日付け
委託者；白子町 白子町長 (L)
受託者；白子町委託型地域おこし協力隊 (B)
- イ 令和7年4月1日付け
委託者；白子町 白子町長 (L)
受託者；白子町委託型地域おこし協力隊 (C)
- ウ 令和7年4月1日付け
委託者；白子町 白子町長 (L)
受託者；白子町委託型地域おこし協力隊 (D)
- エ 令和7年4月1日付け
委託者；白子町 白子町長 (L)
受託者；白子町委託型地域おこし協力隊 (E)
- オ 令和7年4月1日付け
委託者；白子町 白子町長 (L)
受託者；白子町委託型地域おこし協力隊 (F)
- カ 令和7年4月1日付け
委託者；白子町 白子町長 (L)

- キ 受託者；白子町委託型地域おこし協力隊 (G)
令和7年6月1日付け
委託者；白子町 白子町長 (L)
受託者；白子町委託型地域おこし協力隊 (H)
- ク 令和7年6月1日付け
委託者；白子町 白子町長 (L)
受託者；白子町委託型地域おこし協力隊 (I)
- ケ 令和7年6月1日付け
委託者；白子町 白子町長 (L)
受託者；白子町委託型地域おこし協力隊 (J)
- コ 令和7年4月1日付け
委託者；白子町 白子町長 (L)
受託者；白子町委託型地域おこし協力隊 (K)

いずれも、本件業務委託契約書は第1条から第16条までの構成で文言は統一されている。

また、本件業務委託仕様書は1から5までの構成及び別表で文言や表形式は統一され、「3. 業務内容」の「(1) 個別事項」で各委託内容を個別表示している。

なお、本件委託契約書は10件とも、複数枚にわたる契約書であるにもかかわらず、綴じ込み部分への割印が押印されているもの(コ)と、押印されていないもの(アからケまで)が混在していた。

この点は、契約の成立自体に直ちに影響を及ぼすものではないが、契約書の一体性及び真正性を確保する観点から、事務処理上適切とはいえない。

今後は、契約書の作成及び保管に当たり、文書管理の適正化に努める必要があるものとする。

(4) 委託型地域おこし協力隊活動計画書

町設置要綱第10条の規定に基づき、委託型地域おこし協力隊活動計画書(様式第7号)がアからコまでそれぞれ添付されている。

2 監査委員の判断

請求人は、町設置要綱に基づき締結された委託契約について、①契約の法的性質が不明確であること、②実態として雇用関係に近く、違法な契約であること、③委託料の支出が不適正であることなどを理由として、当該契約及びこれに基づく財務会計行為は違法であると主張する。

そこで、町設置要綱に基づき締結された委託型地域おこし協力隊に係る業務委託契約及びこれに伴う委託料の支出が、地方自治法その他の関係法令に違反するか否かを検討する。

(1) 契約の締結について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条で、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの

方法により締結するものとする。」と規定し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2では、随意契約によることができる場合を規定している。

また、白子町財務規則（昭和60年規則第4号）第7章で契約を規定している。

本件業務委託契約は、随意契約としてそれぞれ町長の決裁を受け、所定の手続きを経て締結されている。

確かに、前述のとおり地域おこし協力隊制度自体が法律等の規定により厳格に定められておらず、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものとされているため、契約内容の妥当性については、個別具体的な事情を踏まえた慎重な検討を要する場合がある。

しかしながら、本件業務委託契約の締結が直ちに法令等の明文規定に違反しているとは認められない。

（2）契約の履行について

地域おこし協力隊員事業は平成21年に制定された国の地域おこし協力隊推進要綱により規定されており、町設置要綱及びこれに基づく契約内容を確認したところ、委託業務の内容、委託期間、委託料の上限額及び支払手続等、契約の主要な要素が形式上定められており、これらが直ちに法令等の明文規定に違反しているとは認められない。

（3）公金の支出について

したがって、本件業務委託契約及びこれに基づく委託料の支出について、現時点において地方自治法その他の関係法令に違反し、直ちに違法又は無効であるとまでは認められない。

以上のことから、本件業務の財務会計上の行為によって町に財産上の損害が発生したか又は発生する恐れがあるかを検討するに、前述のとおり、業務の内容や委託料の支払いにおいて、監査を実施した範囲において、違法又は不当と評価すべき事実は確認できないため、町に財産上の損害が発生したとは言えず、また、今後発生する恐れがあるとも言えない。

よって、直ちに地方自治法その他の関係法令に明確に違反しているとはいえず、住民監査請求において違法な財務会計行為と認定することは困難である。

3 結論

以上により、財務会計上直ちに違法又は不当であるとまでは認められなかったことから、請求人の主張には理由がないと判断し請求を棄却する。

4 意見

本件審査にあたり、今後における行政事務の適正な執行のため、次のとおり意見を述べるものとする。

本件については、財務会計上直ちに違法又は不当であるとまでは認められなかったことから、請求人の主張には理由がないと判断し請求を棄却した。

しかしながら、町設置要綱及びその運用等については、次の点において必ずしも十分とはいえない部分が認められる。

ア 契約類型の整理について

本件業務委託契約は業務委託契約とされているものの、請負契約であるのか、委任(準委任)契約であるのかについて明確な整理がなされていない。

このことは、業務に係る責任範囲や履行確認の方法を不明確にするおそれがあるため、改善の余地がある。

イ 成果及び履行確認の方法について

本件業務委託契約での委託業務の成果又は業務遂行状況の評価基準が抽象的であり、委託料支出の妥当性を客観的に説明する上で改善の余地がある。

ウ 業務管理と労務管理の区別について

業務の進行管理方法によっては、契約上の受託者としての位置付けと実態との間に齟齬が生じ、労務管理に近い運用と評価されるおそれがあるため、指揮監督の在り方について留意が必要である。

よって、本件業務委託契約及びこれに基づく委託料の支出については、違法とまでは認められないものの、今後同様の契約を継続する場合には、契約類型の整理、成果及び評価・履行確認基準の明確化等を行い、より適正かつ透明性の高い運用に努めることが望ましい。

以上